

令和 5 年 3 月 2 日
総務部男女共同参画推進センター

東京都パートナーシップ宣誓制度の活用について

1 概要

東京都が令和 4 年 1 月 1 日から実施している「東京都パートナーシップ宣誓制度」を活用し、江東区において、パートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が L G B T 等であり、互いを人生のパートナーとして相互の人権を尊重し、日常の生活において、継続的に協力し合うことを約した二者間の関係）に関する生活上の不便の軽減など、当事者が暮らしやすい環境づくりに繋げるため、江東区のホームページに、パートナーの方であれば利用できる行政サービスの一覧を掲載し広く周知する。

2 ホームページ掲載事業

掲載事業は、19 事業で別添の参考 4 のとおり

3 ホームページ掲載日

令和 5 年 2 月 1 0 日（金）

4 その他

- 新規事業等で、パートナーの方が利用できることとなった行政サービスについては、随時ホームページへ追加掲載
- 江東区報 3 月 1 日号に記事を掲載
- 東京都のホームページへは、次回更新予定の 4 月から掲載予定